

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日ときは、
当日の翌日)

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目鳥

取 卓

〔定価一部一冊月三百円(送料を含む)〕

目次
◇条 例 鳥取県税条例の一部を改正する条例
◇教委規則 鳥取県立図書館規程の一部を改正する規則
◇人委規則 職務の等級の分類の基準に関する規則の一部を改正する規則

条 例

鳥取県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。
昭和四十一年五月三十一日
鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第十四号
鳥取県税条例の一部を改正する条例
鳥取県税条例(昭和二十九年五月鳥取県条例第二十六号)の一部を次のように改正する。
第七十九条第三項の表を次のように改める。

等級	税 率
一級	一人一日につき 七百元
二級	六百元
三級	五百円
四級	四百円

五級 三百円

附 則

- 1 この条例は、昭和四十一年六月一日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正前の鳥取県税条例の規定に基づいて課し、又は課すべきであったゴルフ場に係る娯楽施設利用税については、なお従前の例による。

教育委員会規則

鳥取県立図書館規程の一部を改正する規則をここに公布する。
昭和四十一年五月三十一日
鳥取県教育委員会委員長 井 上 善 一

鳥取県教育委員会規則第八号
鳥取県立図書館規程の一部を改正する規則
鳥取県立図書館規程(昭和三十一年七月鳥取県教育委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。
第三条を次のように改める。
第三条 図書館の館務を分掌させるため、次のとおり係を置く。
鳥取県立鳥取図書館 庶務係、収書整理係、館内奉仕係、館外奉仕係、文化係
鳥取県立米子図書館 庶務係、奉仕係
第五条第二項を次のように改める。
2 特に必要があると認めるときは、図書館に館長補佐を、係に主任を置

くことができる。

第五条の二に次の一号を加える。

五 主任 長をたすけて、その係に属する事務に従事し、係長に事故がある場合は、その職務を代行する。

第六条第一項中「館長補佐」の次に「主任」を加える。

附則

この規則は、昭和四十一年六月一日から施行する。

人事委員会規則

職務の等級の分類の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十一年五月三十一日

鳥取県人事委員会委員長 青 戸 辰 午

鳥取県人事委員会規則第二十四号

職務の等級の分類の基準に関する規則の一部を改正する規則

職務の等級の分類の基準に関する規則（昭和三十六年三月鳥取県人事委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

別表第一の教育委員会の事務部局等の教育機関の図書館の項中

係長	係長
分館長(倉吉を除く。)	分館長(倉吉を除く。)
を	を
主	主任

に改める。

附則

この規則は、昭和四十一年六月一日から施行する。

昭和四十一年四月十五日第三編第...